

○「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」について

今後、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（以下「本指針」といいます。）を見直されるときには、下記の内容について考慮され、見直しを行われたく願います。

ご参考までに、大津市において、ご遺族と合意の上、第三者調査委員会を設置した際に制定した「大津市附属機関設置条例」及び「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則」を添付します。

1 調査の実施主体

本指針「2 計画（2）調査の実施主体（調査委員会等）」によると、調査の実施主体として、「イ 学校または教育委員会が実施主体となる調査」、「ウ 中立的な立場の専門家を加えた調査委員会」、「エ 全て中立的な外部委員による調査委員会」が選択できることとなっている。

この点、調査報告書（201ページ）では、「危機状態が生じた場合には、その問題が生じた学校は、対応に追われてしまい、混乱の中にある。まさに、本件がそうであった。そのため、教育委員会は、混乱状態にある学校を支援していくことが急務であり、適切な対応をするためには、学校問題支援チーム（危機管理チーム）を設置することが必要である。・・・やはり、この時点で公正で客観的な調査を実施するためには、スーパーバイズを行う者として弁護士等の専門家を配置し、徹底した事実調査ができるような体制をとっておくことが重要である」とされる。また、調査報告書（151ページ以下）において、当該学校の事後対応の問題点として、①事実究明の不徹底、②教員間の教訓の共有化の不存在、③事態沈静化の重視、④いじめ加害者への対応、⑤スクールカウンセラーの在り方、⑥学校の在り方が挙げられ、調査報告書（155ページ以下）において、市教育委員会の事後対応の問題点として、①平時における危機管理体制整備の欠如、②市教育委員会の主体性、指導力の無さ、③学校任せの事実解明（いじめの有無、自死との関係）、④市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ、⑤市教育委員会の委員の問題が挙げられ、調査報告書（157ページ以下）において、学校・市教育委員会共通の問題点として、①初期対応の拙さ、②事実調査より法的対応を意識した対応を取ったこと、③調査の打ち切りが早いこと、④事態への対応に主体性がないこと、⑤自死の原因を家庭問題へ逃げたこと—組織防衛に走ったこと、⑥学校、市教育委員会が自らの手で事実関係の解明をし、それを生徒、保護者に返すという意識に欠けていること、⑦地域関係者との連携の不備、⑧調査の透明性を確保する必要性、⑨報道に対する対応のまずさ、⑩課題としての遺族への対応が挙げられている。

このような問題は、大津市だけではなく、他の地方公共団体においても、学校又は教育委員会が実施主体となる調査を行う場合に生じることから、子どもの自殺という事案においては、「イ 学校または教育委員会が実施主体となる調査」よりも、「エ 全て中立的な外部委員による調査委員会」の設置を原則とすべきではないかと考える。

以下、中立な外部委員による調査委員会が設置されることを前提として、本指針の見直しの見直しに際して考慮いただきたい事項について言及する。

2 委員の選任方法

調査報告書（217ページ）によると、「委員選任手続の公正さは委員会活動の死命を決すると言わなければならない。第三者委員会の委員は、当該学校、教育委員会とは無関係であることが最低限の条件である」、「この選任手続の可視化、委員の氏名、経歴等の開示は不可欠である」とされる。

そこで、外部委員の選任について、学識経験者や専門家を選任するときは、恣意性を排除するため、設置者が名指しで指名をするのではなく、関係団体（弁護士会、教育関係学会等）からの推薦により選任することが考えられる。但し、その場合であっても、公平・中立性を確保するため、当該学校又は教育委員会と無関係であることが最低の条件となる。そこで、当該地方公共団体の規模にもよるが、推薦を依頼する団体は、当該地方公共団体内に存在する団体ではなく、他の都道府県内に存在する団体に依頼することが考えられる。

また、委員の推薦については、遺族にも推薦してもらうことができる仕組みとし、遺族の意向を反映することが望ましい。加えて、委員の氏名及び経歴等は公表すべきである。

3 調査員の選任

調査報告書（218ページ）によると、「委員会の活動の中で最も重要なのは、調査活動である。その中心は、大量の資料の熟読・整理、関係者からの聴き取りを行った結果の整理・分析、資料と聴き取り結果の整合性の検討である。・・・そこで、本委員会では、市長から委嘱された弁護士、学者といった調査員が困難な分野の資料整理・分析作業を担った。調査員は的確に作業を行いその役割は極めて大きかった。充実した委員会の活動にはこうした優秀な調査員は不可欠であり、今後の第三者委員会の設置に際してはこうした調査員スタッフの必要性を前提とすべきである」とされる。

そこで、調査委員を補佐する調査員を選任することのできる制度とすることが望ましい。

4 設置の方法

調査報告書（218ページ）によると、「事前に委員会の権限も明確になっている必要がある。・・・予め第三者委員会の設置を想定して、公正な選任手続、権限、スタッフなどについて条例を制定しておいて、可能な限り委員会の早期の設立を可能とし、活動をスムーズなものとするための規定を設けておくことが重要と考える」とされる。

この点、調査委員会に外部委員が含まれる場合であって、調査委員会が一定の結論を出し、執行機関へ答申する形式となるときには、設置に際しては、地方自治法上の附属機関として、条例の制定が必要となることが多いと思われる（地方自治法第138条の4第3項）。かかる手続には一定の時間を要することから、予め条例を制定しておく、又は常

設の組織とすることが考えられる。

また、調査は、より公平性を確保するため、教育委員会以外の他の執行機関（例えば市長）の権限において行う制度とすることが望ましい。また、調査委員会事務局として、当該調査業務に専念できる専任の事務局を設けると、迅速な調査に資する。

5 早期の調査委員会の設置及び迅速な調査

本指針「2 計画（3）調査の計画 ア調査の計画」によると、「参考までに、過去の調査事案では、自殺事案が起きてから2か年の期間を要した場合もあれば、約3ヶ月でまとめを行った場合など、調査委員会の設置にいたる期間も含め調査に費やした期間は事案により様々です」とされる。

この点、調査報告書（218ページ）によると、「民事訴訟、刑事手続きとの同時進行的な設置は可能なかぎり避けるべきである。・・・可能なかぎり早期の設置が望まれる」とされる。

したがって、早期の調査委員会の設置が行われることが望ましい。また、十分かつ迅速な調査が行われる必要があるが、大津市の場合、事情の聴き取りは全62回に及び、聴き取り対象者は全56人、延べ95時間に及び、調査委員会の設置から調査報告書の提出まで約5ヶ月を要した。

6 遺族の知る権利

本指針「資料ウ調査委員会の設置に先立ち学校がアンケートを実施する場合の説明文書例 資料の取扱について」によると、「アンケート調査の内容をそのまま公表することはありません。また、ご遺族の方にもそのままお知らせすることはいたしません。」との記載がある。

この点、調査報告書（207ページ）によると、「Aが自死するに至った具体的な事実を知るということは、家族にとって譲ることのできない権利なのである。学校・教育委員会は可能な限り事実を開示しなければならない」、「アンケートの内容は、亡くなった子どもに関する情報であり、遺族に対して単にプライバシーを理由に開示を拒否することはできないと考える。アンケートの全面的な開示の是非は別としても、少なくとも遺族に対する開示はより積極的に進められるべきである」とされる。また、調査報告書（210ページ）によると、「事実解明及び検証過程への遺族への参加、遺族への情報提供等被害者保護支援の制度化は緊急の課題と言わなければならない」、「『事故調査』に準じた被害者と向き合うための制度的保障が一刻も早く確立することが望まれる」とされる。

そこで、本指針においても、遺族の知る権利の重要性を明記し、アンケートの開示を含む遺族に対するより積極的な情報開示、並びに事実解明及び検証過程への遺族への参加について規定すべきである。また、遺族の知る権利が制度的に保障されるために、いじめ防止対策基本法案その他の法律においても、遺族の知る権利について定めることも検討されたい。